

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

第 17 号

(教職員全員配布)

2011年11月10日

文責 馬場 隆

国を上回るマイナス勧告 …県人事委員会勧告

行政職で平均3万3千円(0.5%)の年収減 持ち家の住居手当も全廃 現給保障は「本県の実情を踏まえた」措置を講じて廃止

長崎県人事委員会は 9 日、知事と県議会に対して、本年度の職員の給与等についての勧告と報告を行いました。その内容は、9 月 30 日に
出された人事院勧告を上回るマイナス勧告となっています。

公務員の生活破壊する3年連続マイナス勧告

人事委員会は、民間給与との比較で、月例給が 1651 円(0.43%)県職員が上回ったとして、人事院勧告に準じて、50 歳台を中心に 40 歳台以上を念頭に置いた引き下げを勧告し、人事院勧告で示された国の給料表と同じ給料表を提示しています。また、民間給与との格差が大きかったこと(※国は 899 円・0.23%)と半数程度の都道府県で廃止されていることを理由に、持ち家についての住居手当(月 1800 円)を廃止するとしています。

これによって、トータルでは、行政職の平均で年間給与が 3 万 3 千円(0.5%)減となります。年間給与のマイナス勧告は 3 年連続で、公務員の生活の破壊がますますすすむこととなります。※ボーナスの支給月数は据え置き(3.95月)

現給保障「廃止する必要がある」としながら理由は明示しない理不尽さ

現給保障について人事委員会は、「人事院勧告等の趣旨を踏まえ、廃止する必要がある」と述べながら、なぜ廃止する必要があるのか理由を明

示していません。そもそも現給保障は、「新給料表の直近上位に至るまで全額保障する」ことになっていることは県教委も 11 月 4 日の交渉で認めています。このように労使で確認してきているものについて、「廃止の必要」を言うのであれば、労使が納得できる理由を明示すべきです。

一方で勧告が、現給保障の本県の実情は「対象者数や支給額が国と異なる」として、「本県の実情を踏まえた段階的な減額措置」の必要性を述べていることは、10 月 26 日の公務共闘との交渉を反映したものと言えます。

超勤縮減については

勤務時間の弾力的な割振りの導入に言及

超勤縮減について人事委員会は、「依然として長時間にわたる時間外勤務が行われている実態がある」として、「業務の実態に合わせた勤務時間の弾力的な割振りの導入」の検討の必要や、長時間の超勤を行った職員について「状況把握の徹底や事務分担の見直しなど、効果的な健康管理に努める必要」を述べています。こうした指摘を
実効ある措置につなげていく必要があります。

人事委員会の勧告・報告を踏まえて、明日 11 日には、高教組と県教委による第 2 回確定交渉が行われます。交渉に反映してほしい意見がある方は、高教組まで FAX 等でご連絡ください。

FAX番号 (095)826-2976

労働条件を守るのは団結の力で 賃下げを阻止するためにあなたも高教組へ